

野田市告示第 88 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第10項の規定により設置された次の地域包括支援センターについて事業所の名称の変更の届出がされたので公表する。

令和7年4月10日

野田市長 鈴木 有

1	事業所の名称	野田市地域包括支援課地域包括支援センター
2	事業所の所在地	野田市鶴奉7番地の1
3	届出者	野田市
4	営業日及び営業時間	8時30分から17時15分 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)
5	担当する区域	野田市全域
6	職員の職種及び員数	地域包括支援課長(センター長)1名、保健師1名、 社会福祉士等3名、主任介護支援専門員1名
7	事業の内容	地域支援事業
8	変更年月日	令和7年4月1日